

参議院外交防衛委員会（平成 26 年 10 月 28 日）における答弁状況

※ 「第 187 国会参議院外交防衛委員会会議録第 4 号」（平成 26 年 10 月 28 日）より引用

第 187 回国会 外交防衛委員会 第 4 号

平成二十六年十月二十八日（火曜日）

午後一時九分開会

（中略）

○委員長（片山さつき君） ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

（中略）

○小野次郎君 ちょっとここで行政の方にお伺いします。総務省、お見えになって
いますか。

政治資金収支報告の中で、人件費について、不適切な支出の計上を防止するため
に、政治資金監査においてはどのような方法で支出状況の確認を行うように指導し
ているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（千葉義弘君） お答え申し上げます。

政治資金監査は、政治資金規正法により、政治資金適正化委員会が定めた政治資
金監査に関する具体的な指針、これ、政治資金監査マニュアルと呼んでございま
すけれども、これに基づきまして登録政治資金監査人が行うものでございまして、当
該国会議員関係政治団体の全ての支出につきまして、会計帳簿と領収書とを突合し、
これらの記載事項が整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿から収支
報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているかどうかを確認することとし
ておるところでございます。

それで、お尋ねいただきました政治団体が支出した人件費につきましては、会計
帳簿と領収書等との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が
確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認するとい
うこととしているところでございます。

○小野次郎君 そうなんですよ。当然ですよ。

この会計帳簿と領収書などとの突合によって人件費は計上できるわけだし、それ
がないというときには賃金台帳、源泉徴収簿等によって支出の状況を確認すること
となっているので、全くなくてどうやってその収支報告しているのかなというのが、
非常にこの江渡さんのことについては不思議でございます。

総務省にもう一度お伺いしますが、収支報告を事後訂正する場合には、当該部分について政治資金監査によるいわゆる外部監査という再チェックを受ける必要があるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（千葉義弘君） お答えいたします。

収支報告書の提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについてでございますけれども、これにつきましては、政治資金規正法上、規定はございません。

なお、政治資金適正化委員会といたしましては、支出の内容に係る訂正がある場合には、収支報告書の訂正の時点又はその後において、国会議員関係政治団体が収支報告書の訂正内容につきまして、登録政治資金監査人の確認を自主的に受け取ることが収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であるという見解を示しているところでございます。

○小野次郎君 そうなんですよ。だから、法的義務付けでないけれども、ちゃんとその外部監査を受けるようにすべきだという指導もされているわけですね。

それを江渡さんは答弁の中で、会計監査を受けていますから、受けた結果ですかと、何かすごく全ての手続を何というか果たしているんですよとおっしゃっていますが、あなたは再修正というか修正のときにはこの外部監査受けていないんじゃないですか。

（以下略）